

**令和8年度富山県体験コンテンツ造成・販売支援事業  
業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領**

**1 趣旨**

この実施要領は、令和8年度富山県体験コンテンツ造成・販売支援事業の業務委託先となる事業者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるものです。

**2 事業の概要等**

(1) 事業名

令和8年度富山県体験コンテンツ造成・販売支援事業

(2) 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

(3) 委託料の上限額

金17,900,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※この委託料の上限額とは別に、契約手続きにおいて予定価格を設定します。

(4) 契約期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

ただし、委託業務は遅くとも令和9年1月14日（木）までに完了し、残余期間は実績報告の整理期間とすること。（また、観光庁事業の報告期限、県の確認作業、経費精査等の都合により、別途期限を指定する場合はそれに従うこと。）

**3 参加資格**

次に掲げる全ての項目を満たしている者とする。

(1) 単独企業

- ① 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- ② プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- ③ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- ④ 次のいずれにも該当しないこと。

ア 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者

エ 取締役等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者

オ 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

- カ 取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- キ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ク 参加者が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続中若しくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者
- ケ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- コ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業を営む者
- サ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者
- シ 県税を滞納している者
- ス 民法（明治29年法律第89号）に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- セ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

## (2) 共同企業体

- ① 各構成員が(1)の③及び④に掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- ② 共同企業体の代表者が(1)の①及び②を満たしている者であること。
- ③ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ④ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。
- ⑤ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- ⑥ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書（以下「協定書」という。）を締結していること。又は当該業務委託契約の締結の日までに協定書の締結を予定していること。

ア 目的 イ 共同企業体の名称 ウ 構成員の名称及び所在地 エ 代表者の名称  
 オ 代表者の権限 カ 出資を伴う場合の構成員の出資比率 キ 構成員の責任  
 ク 業務履行中における構成員の脱退に対する措置  
 ケ 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置  
 コ 解散後の瑕疵担保責任 サ 取引金融機関 シ その他必要な事項

## 4 プロポーザル参加手続き等

### (1) 質問

本プロポーザルに関して質問がある場合は、7月8日（水）午後5時までに電子メールにて質問書（様式第1号）を提出してください。（電話及び口頭による質問は受け付けません。）

なお、質問に対する回答は、7月13日（月）までに県ホームページにおいて公開します。

## (2) 参加申込み

本プロポーザルに参加を予定する場合は、参加申込書（様式第2号）を7月15日（水）午後5時までに電子メールにて提出してください。

なお、参加申し込みを行ったあと、事情により参加を辞退する場合は、7月17日（金）午後5時までに辞退届（様式任意）を提出してください。

## 5 企画提案書等の提出

プロポーザル参加申込書を提出された事業者は「業務委託仕様書」を踏まえ、次のとおり企画提案書など必要書類を提出してください。

### (1) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後5時【必着】

### (2) 提出方法

ファイル形式はPDFとし、電子メールで提出してください。（必ず電話で到着の確認をお願いします。）

なお、提出するファイルの合計容量が10MBを超える場合は、事前に連絡をしてください。（大容量のファイルの送信方法については、別途連絡します。）

### (3) 提出書類

次の①～④の書類を提出してください。なお、必要に応じて追加資料を提出いただくこともあります。

#### ① 企画提案書（様式任意）

別紙仕様書を参照のうえ、詳細な企画内容を提案してください。なお、本委託業務の目的、趣旨に沿った提案であり、委託金額の上限の範囲内であれば、独自要素として業務内容を追加して差し支えありません。

#### ② 委託業務実施体制（様式任意）

- ・会社の業務概要
- ・委託業務を実施するための社内の実施体制及び配置担当者等

#### ③ 概算見積書（様式任意）

- ・本委託業務の実施に伴う全ての経費（消費税及び地方消費税相当額を含む）を算出し、見積書を作成してください。
- ・積算の内訳がわかるように記載してください。
- ・内訳については「一式」や「等」という記載は避けてください。見積対象に含まれる財・役務の内容が具体的にわかるよう記載してください。
- ・目安として、各経費の単価が50万円以内となるよう役務の内容等を細分化して記載してください。

#### ④ その他参考となる書類

## 6 委託候補者の決定

### (1) 審査方法

- ・参加者が提出した書面の審査及びプレゼンテーション審査を実施のうえ、最も優れた提案をした者を委託候補者として選定します。

- ・審査にあたっては、参加者によるプレゼンテーション（オンライン）を実施します。
- ・プレゼンテーションは、提出した企画提案書をもとに説明および質疑応答を行うものとします。
- ・プレゼンテーションの日時については、令和8年7月22日（水）以降に実施することとし、参加者数等に応じて調整した上で、後日改めて通知します。

(2) 審査の基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 結果通知

参加者に対して審査結果を書面にて通知し、委託候補者の名称等を富山県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）に掲載します。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じません。

## 7 契約

委託候補者とは、内容を別途協議の上、契約を締結します。契約内容等については、協議の中で、企画提案書等の内容から変更・修正する場合があります。

## 8 その他

- (1) 提案は、参加事業者1者につき1案とします。
- (2) 次に掲げる場合については提案を無効とします。
  - ①所定の日時までに所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
  - ②本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- (3) プロポーザルへの参加、企画提案に要する全ての費用は参加者負担となります。提出された企画提案書等は返却しませんので、あらかじめご了承ください。
- (4) 委託料には、受託者の旅費、資料の郵送費等の一切の付帯費用を含むものとします。
- (5) 受託者は、受託業務を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。
- (6) 事業の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではありません。
- (7) 業務の実施にあたり、第三者（県及び受託者以外のもの）が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じてください。
- (8) 委託業務により作成した成果物及び当該成果物に係る著作権は、県に帰属するものとします。

## 9 スケジュール

令和8年7月8日（水）午後5時	質問書提出期限
令和8年7月13日（月）まで	質問に対する回答（県ホームページに掲載）
令和8年7月15日（水）午後5時	参加申込書提出期限
令和8年7月17日（金）午後5時	参加辞退届提出期限
令和8年7月21日（火）午後5時	企画提案書等提出期限
令和8年7月22日（水）以降	書面審査、プレゼンテーション

令和8年7月下旬

審査結果通知、契約候補者の決定

## 10 提出・問い合わせ先

富山県観光推進局観光振興室観光戦略課 観光地域づくり推進担当（担当：元井）

TEL:076-444-3500

E-mail:akankoshinko@pref.toyama.lg.jp